

◆住居確保給付金のご案内◆

※直接申請者への給付ではありません。

住居の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

住居確保給付金制度は、離職・廃業や休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれがある方に対し、就職に向けた活動をすること等を要件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給し、就職に向けた支援を行うものです。

支給対象、支給要件、支給期間等は以下のとおりです。なお、この給付金は直接申請者への給付ではなく、住居の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

1 対象者となる方（支給要件）

申請時に以下の（1）から（7）の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 賃貸住宅にお住まいの方
- (2) イ) 申請時に離職後2年以内の方（離職後2年以内に、定職に就いたが離職前に比べて収入が落ちてしまい、転職を考えている方も含む。また、疾病、負傷、育児その他墨田区がやむを得ないと認める事情により、引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、その日数を2年に加算し、その加算された期間は4年までとする。）
□) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
- (3) 離職日前にその属する世帯の主たる生計維持者であった方
- (4) 申請日の属する月において申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が次の収入基準額以下であること

収入基準額（収入基準額を超えた収入がある場合は対象外です。）

世帯区分	基 準 額	家賃上限額	収入基準額
単身世帯	84,000円	53,700円	137,700円
2人世帯	130,000円	64,000円	194,000円
3人世帯	172,000円	69,800円	241,800円
4人世帯	214,000円	69,800円	283,800円
5人世帯	255,000円	69,800円	324,800円
6人世帯	297,000円	75,000円	372,000円

- (5) 申請日の属する月において申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計が次の金額以下であること

預貯金基準額

区分	金額
単身世帯	504,000円
2人世帯	780,000円
3人以上世帯	1,000,000円

- (6) 国の雇用施策による給付、地方自治体等が実施する住宅等困窮離職者に対する類似の給付を、申請者及び申請者と生計を一とする世帯に属する者いずれもが受けていない方（ただし、**職業訓練受講給付金は併給可**）

- (7) 申請者及び申請者と生計を一とする世帯に属する者いずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

<注> 墨田区で住居確保給付金を申請する場合は、墨田区内に居住中又は居住する予定の方を対象としています。

2 受給中の義務（求職活動等要件） ※申請時等にご説明します。

(1) 離職・廃業、休業等（就労を目指す方）

- ①申請時等に公共職業安定所等に求職申込み
- ②月4回以上の自立相談支援機関での面接等の相談
- ③月2回以上の公共職業安定所等での職業相談（職業相談票の提出）
- ④原則週1回以上の企業等への応募（求職活動報告書の提出）
- ⑤プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

(2) 休業等（事業再生等を目指す方）

- ①申請時等に経営相談先への相談申込み
- ②月4回以上の自立相談支援機関での面接等の相談
- ③原則月1回経営相談先での経営相談（自立に向けた活動状況報告書の提出）
- ④月1回以上給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組
- ⑤プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

なお、受給状況により必要とされる求職活動等要件は異なります。

3 支給額・支給期間・支給開始日

右表の支給限度額(月額)を上限として、家賃の実費分(共益費、管理費は含まれません。)について支給します。

【支給額】

月の収入によって支給額を決定します。

※**支給する家賃相当額 = 世帯の家賃上限額 - (月収 - 基準額)** ※1 (4) の収入基準額参照

※家賃額及び申請月の収入が基準額を超える場合は、別途算定します。

【支給期間】

原則3ヶ月(一定の条件を満たせば、最大9ヶ月受給可能)

※受給3か月ごとに延長申請が必要です。

【支給開始日】

支給申請日の属する月以降の家賃相当分(上限あり)から支給を開始します。

滞納分については対象外です。

4 再支給の申請

住居確保給付金の受給期間終了後に、以下のいずれかにあてはまり、かつ**前回の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過**している場合、支給要件に該当する方については再支給の申請ができます。ただし、(1)のみ最後の申請が令和6年3月31日以前である場合は、1年を経過していくなくても再支給の申請が可能です。

- (1) - 1 新たに解雇された場合（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）
- (1) - 2 その他事業主の都合による離職の場合
- (2) 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）
- (3) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が減少した場合（当該個人の責めに帰すべき理由又は都合によるものを除く。）

また、受給期間中に疾病又は負傷等やむを得ない事情により中断し、2年に達したため支給中止になったものの、その後2年以内に生活困窮者の要件（生活困窮者自立支援法施行規則第10条各号（第1号を除く。））に該当するに至り、引き続き住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められる場合も再支給の申請が可能です。

◆相談窓口（自立相談支援機関）◆ ※まずは電話でご相談ください。

くらし・しごと相談室 すみだ 電話番号：03-5608-6289（直通）